

Leading Initiative for Excellent Young Researchers

卓越研究員募集

産学官における新しいキャリアパスを自ら切り拓き、社会の様々な場でその高い能力を発揮する意欲にあふれた若手研究者を募集します。

卓越研究員事業では、優秀な博士人材の採用を希望する研究機関からポストを提示していただき、並行して若手研究者からの申請を受け付けます。次にポスト提示機関と若手研究者は個別に交渉（当事者間交渉）を行います。申請のあった若手研究者の中から、文部科学省が優秀な人材を「卓越研究員候補者」として選考し、当事者間交渉が完了した順番に「卓越研究員」として決定します。機関が提示されたポストに「卓越研究員」が採用された場合に、支援を行う事業です。

提示ポスト

企業を含む研究機関からの提示ポストは、**令和3年5月下旬（予定）から日本学術振興会のウェブサイトにて公開します**。12月の最終提示期限までの間、随時ポストの新規提示を受け付け公開します。

対象者（若手研究者）

〔申請要件〕

以下①～④全てを満たすこと

- ① 博士の学位を取得した者又は博士課程満期退学者
- ② 令和4年4月1日現在、40歳未満
（臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては43歳未満）の者
※出産・育児による研究中断は別途配慮します。
- ③ 直近5年間（2016年度以降）に研究実績（博士論文も可）があること
- ④ これまで文部科学省から卓越研究員として決定されたことがない者

若手研究者の申請期間

令和3年5月10日（月）～6月10日（木）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



卓越研究員事業について詳しくは <https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html>

スケジュール（予定）

令和3年5月下旬～	ポスト公開開始
5月10日	研究者申請開始
6月10日	研究者申請締切
	当事者間交渉 ※
9月	審査 審査結果に基づく卓越研究員の決定 (卓越研究員候補者の決定)
10月以降	卓越研究員採用機関への研究費・研究環境整備費又は 産学連携活動費の支援 (補助金を希望する機関のみ)

※ 卓越研究員事業では、ポストを提示した各研究機関と若手研究者が、個別に雇用について「当事者間交渉」を行う必要があります。選考プロセスやスケジュール等の概要は、[公開されるポスト情報を必ずご確認ください。](#)

※ この交渉がより一層円滑に進むよう、当事者間交渉支援機関「ブリッジプロモーター」の導入を予定しています。

どんなポストが提示されますか？

- ◆テニュアトラック制度での雇用、任期の定めのない雇用
- ◆ポストを提示する機関は、全国の国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人、公設試験研究機関や、研究開発活動を行っている日本国内に法人格を有する企業等が対象です。

補助金による支援とは？

- ◆研究機関が提示したポストに「卓越研究員候補者」が採用された場合に、当該候補者を「卓越研究員」として決定し、研究機関に対して必要に応じて補助金による支援を行います。

(支援内容)

ポストにより、以下の【A】又は【B】の支援を行います。(【B】は企業のみ選択可)

【A】 ◆卓越研究員の研究費：

卓越研究員の決定後1～2年度目(※)に限り、**卓越研究員一人当たり2年間で1,200万円を上限として支援。**

(2年間の配分は自由。ただし、年間800万円を上限。人文学及び社会科学については、2年間で800万円を上限として支援し、年間500万円を上限)

※翌年度に雇用開始となり、補助金による支援対象となった場合は2～3年度目

◆研究環境整備費：

卓越研究員の決定後、原則として、**1～5年度目に各年度200万円**に在籍する卓越研究員の数を乗じた額を上限

【B】 ◆産学連携活動費：

卓越研究員の決定後1～5年度目に、企業が負担する**産学連携活動費の1／2を上限に各年度1,000万円まで支援**